

第1日

令和5年12月1日（金）

午前10時零分開会

○議長（小島清人君） 皆様、おはようございます。

これより、令和5年第5回朝倉市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は18名で会議は成立いたします。

議事日程表をお開きください。本日の議事日程については、お手元のタブレットに掲載のとおりであります。御了承願います。

会期についてお諮りいたします。会期日程表をお開きください。本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会にもお諮りいたしました結果、本日から12月18日までの18日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月18日までの18日間と決定いたしました。

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、

7番北川清文議員

8番熊本正博議員

を指名いたします。

次に、議案等の上程を行います。

市長提案理由説明書をお開きください。

本日、市長から報告4件、議案16件の送付を受けました。

これらを一括上程し、市長に提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（林 裕二君） おはようございます。本日ここに、令和5年第5回朝倉市議会定例会を招集いたしましたところ、皆様方には御多忙の中、お繰り合わせ御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

本定例会では、報告について4件、補正予算について7件、条例の一部改正について3件、財産の取得について1件、市道路線の認定について1件、指定管理者の指定について2件、字の区域の変更について1件、財産処分に関する協議について1件、合計20件の議案等を提案申し上げ、御審議をお願いする次第であります。

まず、報告第17号から報告第20号までについて説明申し上げます。

報告第17号から報告第20号までの専決処分の報告につきましては、市道上の事故、交通事故及び物損事故による損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告申し上げるものであります。

職員の綱紀の保持及び服務規律の確保につきましては、これまでも繰り返し注意喚起を行っているところですが、今後さらに事故防止の徹底を図っていきます。

次に、補正予算について説明申し上げます。

第89号議案令和5年度朝倉市一般会計補正予算（第6号）につきましては、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金のうち、低所得世帯支援枠に関する給付金を支給するために必要な経費を補正するものでありまして、補正の額は歳入歳出それぞれ3億9,400万円を追加し、予算総額を453億2,965万8,000円といたしました。

なお、一日でも早く給付するため、本議案につきましては、本日先行して審議をいただく予定でございますので、よろしくお願いたします。

次に、第90号議案令和5年度朝倉市一般会計補正予算（第7号）につきましては、令和5年梅雨前線豪雨災害の復旧等に必要な経費を補正するものでありまして、補正の額は歳入歳出それぞれ26億2,701万1,000円を追加し、予算総額を479億5,666万9,000円といたしました。

それでは、歳出の主な内容について説明いたします。

人件費につきましては、職員等の給与改定や人事異動等に伴い4,612万円を増額いたしました。

民生費では、国民健康保険特別会計及び介護保険特別会計への繰出金並びに生活保護費に4,455万3,000円を計上いたしました。

商工費では、あさくら誘客プロモーション事業費に276万円を計上いたしました。

土木費では、浸水対策事業費や災害関連地域防災がけ崩れ対策事業費に3,480万円を計上いたしました。

教育費では、令和6年度から市内中学校の制服が一新されることに伴う保護者等の負担を軽減するため、就学援助制度を拡充する経費として65万円を計上いたしました。

災害復旧費では、道路、河川、農地、農業用施設等の復旧経費に24億9,812万8,000円を計上いたしました。

次に、歳入の内容につきましては、歳出に伴う主な財源として、国庫支出金6億3,902万6,000円、県支出金9億398万円、地方交付税2億6,191万5,000円、市債7億6,820万円等を計上いたしました。

第91号議案令和5年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、事業勘定において、職員の給与改定等に伴う経費について補正するものでありまして、歳入歳出それぞれ115万3,000円を追加し、予算総額を71億2,404万円といたしました。

第92号議案令和5年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、介護保険法改正に伴うシステム改修費について補正するものでありまして、歳入歳出それぞれ680万円を追加し、予算総額を63億8,251万9,000円といたしました。

第93号議案令和5年度朝倉市水道事業会計補正予算（第2号）、第94号議案令和5年度

朝倉市簡易水道事業会計補正予算（第1号）及び第95号議案令和5年度朝倉市下水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、令和6年度までの窓口業務等に係る経費について債務負担行為を設定するものであります。

次に、第96号議案朝倉市議会議員の議員報酬等に関する条例及び朝倉市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、市議会議員及び市長等の期末手当の改定を行いたいので、この条例を制定しようとするものであります。

第97号議案朝倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国家公務員の給与改定方針に準じて職員の給与の改定を行いたいので、この条例を制定しようとするものであります。

第98号議案朝倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令が公布されたことに伴い、規定の整理を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

次に、第99号議案財産の取得につきましては、水槽付消防ポンプ自動車を取得するため、指名競争入札により購入の相手方を定めましたが、その者から購入するに当たり、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、第100号議案市道路線の認定につきましては、道路法第8条第1項の規定に基づき、市道路線を認定するに当たり、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、第101号議案及び第102号議案の指定管理者の指定につきましては、朝倉市甘木B&G海洋センター条例第14条の規定に基づき朝倉市甘木B&G海洋センターの指定管理者を、朝倉市学童保育所条例第9条の規定に基づき甘木学童保育所等の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、第103号議案字の区域の変更につきましては、妙見川上中流域地区における市営土地改良事業に伴い、字の区域を変更する必要が生じたので、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

最後に、第104号議案久留米市の甘木・朝倉・三井環境施設組合からの脱退に伴う財産処分に関する協議につきましては、令和5年3月31日をもって、久留米市が甘木・朝倉・三井環境施設組合から脱退したことに伴う財産処分に関し、地方自治法第289条の規定により関係地方公共団体と協議することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、いずれも今後の市政推進上重要な案件

でありますので、皆様方には十分なる御審議を賜り、御議決等いただきますようお願い申し上げます。

(市長降壇)

○議長(小島清人君) 補足説明があれば承ります。なければ、以上で提案理由の説明は終わりました。

次に、議案書、第89号議案をお開きください。

お諮りいたします。第89号議案については急を要しますので、これより審議を行い、直ちに本会議において議決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

なお、ただいま提案されました第89号議案を除く議案等の質疑は、8日の本会議において行います。

議事進行上、暫時休憩いたします。その場でお願いします。

午前10時13分休憩

---

午前10時14分再開

○議長(小島清人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、第89号議案の質疑を行います。質疑は申し合わせにより、同一議題について1人3回までとなっております。御了承願います。

それでは、第89号議案令和5年度朝倉市一般会計補正予算(第6号)についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

これより、議案の委員会付託を行います。

お諮りいたします。第89号議案については、会議規則第35条第3項の規定により委員会付託を省略し、常任委員会において御審査いただきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

議事進行上、暫時休憩いたします。

午前10時15分休憩

---

午前10時50分再開

○議長(小島清人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、第89号議案の審議を行います。

それでは、第89号議案令和5年度朝倉市一般会計補正予算（第6号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第89号議案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたします。

次の本会議は、6日午前10時から行います。

本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時51分散会